

# 投薬の長期処方について

当院では以下の管理料を算定しています。

- ・ 特定疾患療養管理料
- ・ 皮膚科特定疾患指導管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料
- ・ 生活習慣病管理料（Ⅰ）
- ・ 生活習慣病管理料（Ⅱ）

当院では、患者様の状態に応じ28日以上 of 長期の処方を行うことができます。長期処方の対応可能かは病状において担当医が判断いたします。

令和8年6月1日 企業長